

平成22年国勢調査第1次試験調査 実施計画（案）

1 調査の目的

この試験調査は、平成22年国勢調査の見直しに向けて、調査方法、調査事務及びこれに関連する事項について実地の検討を行い、同調査の実施計画の立案に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の地域

(1) 市区町

福島県福島市、福島県白河市、東京都大田区、東京都板橋区、愛知県岡崎市、愛知県刈谷市、京都府京都市、京都府長岡京市、山口県宇部市、山口県平生町、愛媛県松山市、愛媛県砥部町、福岡県久留米市及び福岡県前原市の14市区町とする。

(2) 調査区

上記(1)の区域に属する平成17年国勢調査調査区（一般調査区）の中から地域特性を考慮して選定する448調査区とする。

3 調査の時期及び日程

(1) 調査の時期

調査は、平成19年7月6日（金）午前零時現在によって行う。

(2) 調査の日程

【調査票配布期間延長型】（調査員）

調査地域の確認 6月18日（月）～ 6月20日（水）

調査票の配布 6月21日（木）～ 7月5日（木）

【調査票配布期間従来型】（調査員）

調査地域の確認 6月25日（月）～ 6月27日（水）

調査票の配布 6月28日（木）～ 7月5日（木）

調査期日 7月6日（金）

世帯希望による調査票の回収（調査員） 7月6日（金）～ 7月12日（木）

「調査票の提出はお済みですか」（確認状）

の配布（調査員） 7月6日（金）～ 7月12日（木）

調査書類の市区町への提出（調査員） 7月6日（金）～ 7月12日（木）

調査票の郵送提出期限（世帯） 7月12日（木）

調査票の回収状況の把握・管理（市区町） 7月9日（月）～ 7月17日（火）

調査票未提出世帯の確認及び調査員に対

する調査票未提出世帯の指示(市区町) 7月13日(金)～7月17日(火)

調査票未提出世帯からの調査票の回収

(フォローアップ回収)(調査員) 7月18日(水)～7月29日(日)

世帯からの調査票の最終提出期限(世帯) 7月31日(火)

4 調査の対象

調査の対象は、調査期日において、調査の地域内に常住する者とする。

ただし、外国政府の外交使節団又は領事館の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。

5 調査事項

(1) 調査票により、次の事項を調査する。

また、調査区ごとに、記入方法が異なる2種類のOCR(光学式文字読取)調査票(甲・乙)を配り分ける。

ア 世帯員に関する事項(16項目)

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| (ア) 氏名 | 《調査票(甲)》 |
| (イ) 男女の別 | (シ) 所属の事業所の名称、事業の内容及び事業の種類 |
| (ウ) 出生の年月 | (ス) 仕事内容及び仕事の種類 |
| (エ) 世帯主との続柄 | 《調査票(乙)》 |
| (オ) 配偶の関係 | (ジ) 所属の事業所の事業の内容 |
| (カ) 国籍 | (ズ) 仕事の内容 |
| (キ) 現在の住居における居住期間 | (セ) 従業上の地位 |
| (ク) 5年前の住居の所在地 | (ソ) 従業地又は通学地 |
| (ケ) 在学、卒業等教育の状況 | (タ) 従業地又は通学地までの利用交通手段 |
| (コ) 就業状態 | |
| (サ) 就業時間 | |

イ 世帯に関する事項(6項目)

- | | |
|--------------|---------------|
| (ア) 世帯の種類 | (イ) 住居の種類 |
| (イ) 世帯員の数 | (オ) 住宅の床面積の合計 |
| (ウ) 家計の収入の種類 | (カ) 住宅の建て方 |

(2) 検討事項についての評価をより客観的に行うため、世帯アンケートにより、次の事項を把握する。

- ア 調査員について
- イ 調査票の提出方法について
- ウ 調査票の記入方法について
- エ 記入者の男女、年代等について
- オ 今回の調査及び国勢調査について

6 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局 - 都府県 - 市区町 - 調査員 - 世帯の流れにより行う。

(2) 調査の方法

ア 調査票の配布は、「調査票配布期間延長型」と「調査票配布期間従来型」の2方法で実施する。

【調査票配布期間延長型】

………… 調査員は、調査期日前の約2週間で世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を配布する。

なお、世帯が不在等で面接できない場合であっても、再三訪問して世帯との面接に努め、最終的に世帯と面接できない場合は、調査票を郵便受箱に入れるなどして配布する。

【調査票配布期間従来型】

………… 調査員は、調査期日前の約1週間で世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を配布する。

なお、世帯が不在等で面接できない場合は、日・時間を変えて訪問することとし、その訪問回数の上限は3回とする。定められた訪問回数内に世帯と面接できない場合は、調査票を郵便受箱に入れるなどして配布する。

イ 調査票の提出は、原則市区町への郵送により行うこととするが、世帯の希望に応じ、調査員への提出、役所への持参についても可能とする。

ウ 調査期日以後、調査員は調査区内の全世帯に対し、「調査票の提出はお済みですか」(確認状)を配布する。

エ 世帯から所定の期間内に調査票が提出されなかった場合、市区町からの指示に基づき、次の方法により、調査員が調査票未提出世帯から調査票の回収(フォローアップ回収)を行う。

○ 調査員は、調査票が提出されていない世帯を訪問し、面接の上、調査票を直接回収する。

○ 調査票が提出されていない世帯が不在等で面接できない場合であっても、再三訪問して世帯との面接に努める。なお、世帯と面接できないなど、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合には、「調査票提出のお願い」(督促状)及び調査票等を当該世帯の郵便受箱に入れるなどして配布する。

オ 調査員は、調査票提出済みの世帯には、フォローアップ回収の時期に「世帯アンケート」を郵便受箱に入れるなどして配布し、記入依頼を行う。

また、調査票未提出（フォローアップ回収対象）世帯には、当該世帯から調査票を受け取った際に「世帯アンケート」を配布し、記入依頼を行う。なお、調査票未提出世帯が不在等で、最終的に調査票の回収ができない場合には、「調査票提出のお願い」（督促状）及び調査票とともに、「世帯アンケート」を当該世帯の郵便受箱に入れるなどして配布する。

世帯からの「世帯アンケート」の提出は、統計局への郵送により行うこととする。

(3) 申告の方法

申告は、世帯主（世帯の代表者を含む）又は世帯員が調査票及び世帯アンケートに記入することにより行う。

7 その他

統計報告調整法による統計報告の徴集として実施（世帯アンケートを含む）

平成22年国勢調査第1次試験調査の調査方法・調査事務について（現行方式との相違点）

参 考

	現 行 方 式	第1次試験調査（案）	備 考
実施規模 （調査対象）	4,000世帯 （平成17年国勢調査第1次試験調査）	22,400世帯	調査方法の見直しに向けた実地検証の重要性をかんがみ、実施規模を大幅に拡大
調査員の配置	1調査員1調査区、一部2調査区	（一般調査区）1調査員4調査区 （調査困難地域）1調査員2調査区	調査困難性に応じた調査員の配置
指導員の配置	約11調査区に1人の割合で配置	- 第1次試験調査では配置しない	第1次試験調査においては、指導員の事務は市区町が担う。
調査票の配布	調査員配布	調査員配布	
配布期間	約1週間	配布時期は、「調査票配布期間延長型」と「調査票配布期間従来型」の二つを設定 ・調査票配布期間延長型：約2週間 ・調査票配布期間従来型：約1週間	世帯への面接機会の差異が、世帯の調査票提出の態様に影響するかどうかを検証
調査票の回収	調査員回収 （回収期間：10日間）	郵送提出（回収期間：7日間） 世帯の希望により、調査員への提出や市区役所・町役場への持参も可 調査期日以後、調査員が全世界に「調査票の提出はお済みですか」（確認状）を配布し、調査票提出の促進を図る	インターネット申告は第2次試験調査以降で検討
調査票未提出世帯からの調査票回収 （フォローアップ回収）	-	調査員が市区町の指示を受け、調査票未提出世帯を訪問し、調査票を直接回収 （回収期間：12日間）	最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合には、「調査票提出のお願い」（督促状）及び調査票等を当該世帯の郵便受箱に入れるなどして配布
調査票の検査 （現地検査）	調査員が検査	- 全世界封入提出方式のため、調査員は検査しない	
調査票回収状況の把握	-	調査員が調査票配布時に市区町への返信用封筒にバーコードを貼付。市区町において、そのバーコードを読み取り、市区町で保管しているバーコード情報と照合させることにより、調査票の回収状況を把握	
世帯アンケートの実施	調査票配布時に、『世帯アンケート』を併せて配布し、世帯は総務省統計局に郵送	フォローアップ回収の時期に、『世帯アンケート』を配布し、世帯は総務省統計局に郵送	本番同様、調査票だけを配布した場合の調査票の郵送提出率を把握
調査票の記入方法	選択肢記入及び文字記入方式	具体的な内容を文字で記入する方式から選択肢等の記入方式に移行（一部調査事項）	